

令和6年度

東大阪市包括外部監査結果報告書
下水道の財務事務について
【概要版】

東大阪市包括外部監査人
公認会計士 前川 英樹

目次

第1章 包括外部監査の概要	3
Ⅰ. 包括外部監査の種類.....	3
Ⅱ. 選定した特定の事件（テーマ）	3
Ⅲ. 事件（テーマ）を選定した理由	3
Ⅳ. 包括外部監査の対象期間.....	3
Ⅴ. 監査対象	3
Ⅵ. 包括外部監査の方法.....	4
1. 監査着眼点	4
2. 実施した主な監査手続	4
Ⅶ. 包括外部監査の実施期間.....	4
Ⅷ. 外部監査人補助者の資格及び氏名	5
Ⅸ. 利害関係	5
第2章 包括外部監査の結果及び意見（報告書本編 27 頁以降）	6
Ⅰ. 監査の結果及び意見の定義.....	6
Ⅱ. 監査の結果及び意見の一覧.....	6

(本報告書における記載内容の注意事項)

- **端数処理**

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

パーセンテージ等比率は表示単位未満を四捨五入している。

- **報告書の数値等の出所**

報告書の数値等は、原則として市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出所は明示していない。

報告書の数値等のうち、東大阪市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

- **報告書の数値等の正確性**

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第1章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

下水道の財務事務について

III. 事件（テーマ）を選定した理由

公共施設や下水道を含むインフラ資産の老朽化は全国の地方公共団体において共通の課題となっており、施設等の老朽化に伴う更新投資の増加や将来的な人口減少による影響から、事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

東大阪市における下水道の歴史は古く、昭和24年から、公衆衛生の向上、公共用水域における水質保全、浸水被害の防止を目的として整備を進めてこられ、管きよの多くは昭和40年代以降に布設されている。管きよの法定耐用年数は50年であり、この50年を経過した管きよが平成30年度以降急激に増加し、令和31年度まで増加するものと見込まれている。

また、東大阪市は内水域であることから、他の中核市と比較して管きよ延長に対して総事業費が高額となり、管きよの老朽化による更新費用の影響も大きくなることが見込まれ、さらには、近年相次ぐ地震の発生や気候変動による激甚豪雨災害の頻発など、自然災害への対策が重要課題となっている。

下水道事業の会計については、平成20年度から公営企業方式を導入され、平成25年度には水道事業と同様に地方公営企業法の全部を適用して、上下水道事業管理者の下でより一体的に施策に取り組まれている。

総務省は、従前から公営企業の抜本改革、公営企業会計の適用を積極的に推進してきたところであるが、地方公営企業のさらなる経営改革を推進する一環として「経営戦略」の策定を要請しており、東大阪市においても、令和3年に「東大阪市下水道事業経営戦略（令和3年度～令和12年度）」が策定されている。包括外部監査のテーマに取り上げられた平成21年度からは長期間が経過し、同事業の経営や財政に対する考え方は大きく変わってきている。

こうした状況を踏まえ、また、下水道事業は、一定の公費負担のもと、独立採算での持続可能な経営が求められている事業であるため、財政面、経営面（経営戦略の取組み状況）、日常の業務処理面に着眼し監査を行うことは有用性が高いと判断した。

IV. 包括外部監査の対象期間

令和5年度

ただし、必要に応じて令和4年度以前及び令和6年度の一部を含む。

V. 監査対象

下水道部

Ⅵ. 包括外部監査の方法

1. 監査着眼点

- (ア) 経営管理
- (イ) 出納管理
- (ウ) 収入及び債権管理
- (エ) 物品管理
- (オ) 固定資産管理
- (カ) 契約管理
- (キ) 地方公営企業会計

2. 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

(ア) 予備調査

下水道事業の関連資料を入手し、分析及び質問等により、当事業の現状と課題を把握した。

(イ) 本監査

予備調査の結果に基づき、1. 監査着眼点について合规性の観点及び経済性（Economy）、効率性（Efficiency）及び有効性（Effectiveness）（3E）の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧及び分析し、必要に応じて監査対象課に対する質問を行った。

合规性の視点

- 下水道事業に関する事務が、関連する法令、条例・規則等及びそれら趣旨に従い行われているか。

経済性、効率性、有効性等の視点

- 事業のPDCAは行われているか。

事業の目的が明確にされ、目的がよく達成されているかの確認を行っているか。その結果、必要な場合は事業手法、又は事業そのものの見直しを行っているか。効果測定のための指標は適切か。

※PDCA（サイクル）：PLAN-DO-CHECK-ACTIONの4段階を繰り返すことによって、継続的に業務を改善すること。

- 公平性に配慮しているか

公平性、透明性、合理性に配慮して事務を執行しているか。

Ⅶ. 包括外部監査の実施期間

自 令和6年6月10日 至 令和7年3月26日

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

VIII. 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	堀井 孝彦
公認会計士	松永 雄二
公認会計士	田島 宇晴
日本公認会計士協会準会員	橋本 大輝
日本公認会計士協会準会員	多賀井 秀真

IX. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、包括外部監査人及び包括外部監査人補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の結果及び意見（報告書本編 27 頁以降）

I. 監査の結果及び意見の定義

本報告書における監査の結果と意見の定義は次のとおりである。

監査の「結果」	法令、条例、規則等に違反している事項、又は違反とまでは言えないものの質的な重要性から改善が必須であると監査人が判断した事項
監査の「意見」	「結果」以外で改善・検討を求める事項

II. 監査の結果及び意見の一覧

下水道事業全体に対する結果及び意見	
経営戦略、使用料の体系・改訂に関する検証についての結果及び意見	
① 下水道使用料の改定が必要かどうかに関する議事録が残されていない。 下水道使用料が改定されるか否かについては、住民生活に直結する関心の高い重要事項であると考えられる。従って、下水道使用料の改定が不要であるとしても、どのような検証過程を経て、どのような結論に至ったかに関する議事の内容や次回下水道使用料の改定に関する検証時期等を議事録として残しておくべきである。	結果 1
② 適正な下水道使用料体系についての継続的な検証にあたっては、現行の基本水量制を継続するかどうかについての多角的な観点からの検討が必要である。	意見 1
③ 適正な下水道使用料体系についての継続的な検証にあたっては、下水道事業経営の安定的な運営と使用者の経済的負担の観点から基本料金と超過料金のバランスについて慎重な検討が必要である。	意見 2
④ 適正な下水道使用料体系についての継続的な検証にあたっては、逦増制料金制体系採用の趣旨及び使用者間の公平性の観点を踏まえ逦増度合いについて慎重な検討が必要である。	意見 3
⑤ 適正な下水道使用料体系の検証についての検討過程と判断基準を議事録等の記録に残すことで、行政の説明責任を果たすべく検討過程の見える化、透明性の確保を図るべきである。	意見 4
⑥ 今後、人口減少等に伴い下水道事業の経営環境は厳しさを増すことが予想されるが、予防的対策を実施することで甚大な被害を防ぐことができると考えられるため、ストックマネジメント計画に即して計画的に建設改良を実施されたい。	意見 5

各業務管理に共通する課題についての結果及び意見	
① 単価契約について、契約実態としては、一定期間の契約全体としてとらえるべきであり、金額基準による「契約保証金の徴収」や「暴力団排除の誓約書の入手」などは、個別契約ごとではなく、契約期間全体の金額をベースに判断すべきである。	結果 2
② 決算ごとに確認すべき事項については、担当者の変更などがあつた場合に引継ぎ漏れなどをなくすためにも、決算マニュアル等で文書化しておくことが望ましい。	意見 6

業務及び会計	監査の結果/意見	結果・意見
各業務及び会計に関する結果及び意見		
1. 出納管理	① 現金は紛失、盗難のリスクがあるため、現状に即し、現金取扱金額の限度額を引き下げるべきである。	意見 7
	② 拾得物についての適切な管理のために、定期的な実査を実施するべきである。また、警察への届出に関しても定期的に実施するべきである。	意見 8
2. 収入及び 債権管理	① 下水道使用料統一徴収に関する事務取扱規程は、実施の業務とは乖離している部分が見受けられる。早急に水道総務部と下水道部で協議し、改訂すべきである。	結果 3
	② 徴収率の目標設定にあたっては、毎年度徴収率の基準値を「前年度徴収率の実績値」とすることにより、目標値を「〇〇%以上かつ前年度から 0.01%以上の増加」とするなど、相当の努力により達成できる値で設定することが望ましい。	意見 9
	③ 毎年度末に貸倒引当金計上額と貸倒実績額の比較分析を行い、貸倒引当金の過大計上又は過小計上になっていないかどうか、乖離が大きければ貸倒引当金計上額算定方法を見直すなどの対応を行うことが望ましい。	意見 10
	④ 年度末時点で滞納処分の執行停止となっており 3 年経過時に不納欠損となることが確実な債権に関しては執行停止年度に個別的な貸倒引当金を計上する処理を行い、当該金額は上記算定式の中で、当該債権が発生した年度の「未収入金額」から除くという処理が必要である。	意見 11
	⑤ 個人ごとの記録をベースとして、システム上でのデータ検索・抽出を行えるようにして、滞納・未収金の発生原因や督促経緯、回収実績などを分析することにより、今後の収納事務に係る人員配置、督促事務として重点的に実施する対策、優先順位付け等を検討することが望ましい。	意見 12

3. 物品管理	① 現状、物品に関しては実査を実施するか否かは各関係課が独自に判断しているが、マンホール蓋のように単価が一定金額以上のものは実査の対象とするなど、実査について一定の基準を設け、対象を明確にするべきである。	意見 13
	② 下水道維持管理課ではマンホール蓋の実査を年1回、年度末のタイミングで行っているとのことであるが、記録を残していない。実査実施時には記録として残し、実査結果を上席者に回付することを検討すべきである。	意見 14
4. 固定資産管理	① 固定資産の定期的な実査に関する規定を設け、当該規定に従って適切に実査を実施するべきである。	結果 4
	② 現物の資産にシール等を張り付け番号の紐づけを行うことが望ましいが、即座に現在保有している資産全てに紐づけを行うことは現実的でないため、一定の期間で固定資産全件をカバーできることを目指して、実査対象とする資産を計画的に決定するとともに、今後新しく取得する資産については必ずその取得年度末に紐づけを行う等の対応が望ましい。	意見 15
	③ 注記表の記載はその根拠資料となる固定資産台帳と整合させ、最新の記載とするべきである。	結果 5
	④ あたかも取替資産を保有し取替法による償却を行っているかのような誤解を与える可能性があるため、取替法の記載は注記表から削除することが望ましい。	意見 16
	⑤ 情報の正確性や登録作業の効率化の観点から、固定資産台帳と下水道台帳の登録情報のクロスチェックの実施や紐づけ情報の追加、システム更新時期を目途に両者の連携を図る等の対応を検討されたい。	意見 17
	⑥ 下水道部が管理しながら所管外として会計上の資産計上がされていない土地については、 <u>先</u> の（包括外部監査による）指摘に即した措置を速やかに実行・完遂すべきである。ただし、今後5年ないし10年という期限を区切って移管完遂に具体的目途が立たない場合には、下水道部の資産と識別して資産計上を進めることが、現実的な対応として求められる。	結果 6
	⑦ 東大阪の資産を表現する会計報告にとっては、上記土地が資産計上されないままであることは適切とはいえないから、当該土地が資産計上されていない場合にはその金額等について注記をもって情報を補足することが望ましい。	意見 18

5. 契約管理	① 落札決定保留について、担当者により対象とするかしないかの判断に大きく差異が生じないように、落札決定保留とするケースについて、文書化し、課内で共有をすることが望ましい。	意見 19
	1. 令和5年度公共下水道測量及び実施設計等 (1) (単価契約)	
	① 現状、再委託届には再委託をする理由を明記する項目がない。再委託を許可するか否かの判断事由として、再委託理由は非常に重要である。したがって、市長部局の様式のように様式を定め、再委託理由についても、再委託届に明記することが望ましい。	意見 20
	② 現状、委託先が再委託をした場合に再委託金額を把握していない。再委託金額を把握しない場合、暴力団排除の誓約書を提出させるのを失念するおそれが生じる。したがって、再委託があった場合には再委託金額について把握すべきである。	意見 21
	2. 令和5年度公共下水道新川俣幹線1号雨水貯留機械電気設備改築実施設計業務委託	
	① 当委託契約は500万円以上であるため、暴力団排除の誓約書を入手しているが、誓約書の宣誓日には記載がなかった。	結果 7
	② 入札不調となったケースにおいて、業績評価表に基づき、評価の高い業者から優先的に交渉するなど、業務評価表の活用範囲を拡大することが望ましい。	意見 22
	3. 東大阪市企業会計システム運用保守業務契約について	
	① 問い合わせや障害の内容の集積や伝達にあたっては、その正確性や網羅性、適時・適切性を担保するため経営管理課で記録を残し、そのうえで「保守作業報告書」の検証を行うことが望ましい。	意見 23
	4. 令和5年度水質測定業務 (単価契約) (11月分)	
	① 当該契約において年間契約合計が500万円以上であるため、契約保証金や暴力団排除の誓約書を入手すべきである。	結果 8
	② 公式な契約書について、月次集計額を実際に確定・合意した日から遡った日付(11月1日)を契約書日付とすべきではない。 この点、契約方法について、当初の単価契約とは別に月次個別契約を締結するのではなく、当初の単価契約において月次検収・精算の定めを置くなどの方式を取り決めたうえで、現状の月次個別契約書締結については、月次集計内容を月次検収・精算する手続きに置き換えて、当該	結果 9

	書類の日付を実際の確認日（12 月中）とすることで問題はないと考えられ、遡った日付で契約書を締結する必要はなくなるから、契約方法の変更も含め検討すべきである。	
5. 令和 5 年度下水道システムデータ更新業務		
① 担当者が実施した履行確認時の証跡を適切に保管し、上席者へ回付して実施結果を確認すべきである。		意見 24
6. 令和 5 年度東大阪市平野処理区費用効果分析業務等		
① 本来指名競争入札の範囲から除くべき事業者が含まれてしまっていた。当該委託業務の最終的な入札者は、入札の指名の段階で除かれるべき事業者ではなかったため結果に影響はない。入札事業者を決定する際に回議書により計画課主任及び計画課課長の決裁を採っているが、決裁による内部統制が有効に機能していないと考えられる。決裁を行う際は結果だけでなくその過程についても確認を行うなど、統制機能を強化すべきである。		意見 25
7. 令和 5 年度東大阪市内調節池遠方監視制御装置点検業務委託		
① 普段目の届かない施設についても、比較的重要な点検や高価な部品交換を行う施設など、一定の基準をもって選定し現場立会を実施することを検討されたい。		意見 26
② 現場立会の実施に当たっては、点検や部品交換の実施方法等を記録に残し保管しておくことが望ましい。		意見 27
8. 令和 5 年度ポンプ場運転維持管理業務委託（長期継続契約）		
① 委託契約についても、建設工事のように一定額以上の案件は事後公表とする等の規定を設けるなど、その予定価格の公表時期について慎重に検討されるとともに、その決定理由についても明らかにして透明化を果たされたい。		意見 28
② 現地訪問にあたっては、確認結果についての記録を残し保管しておくことが望ましい		意見 29
9. 令和 5 年度徳庵ポンプ場電気設備更新工事		
① 下請負人から暴力団排除の誓約書を徴取するにあたって、その日付は運用ルール趣旨から、下請契約締結日もしくはそれ以前の適切な日とするべきである。		意見 30
② 契約にあたって複雑な事情や経緯がある場合には、起案時などにその旨を記載し添付することを励行されたい。		意見 31

	10. 令和4年度公共下水道地域内柵新設工事に伴う舗装工事（その2）	
	① 本単価契約に基づく工事实績は実質的に500万円以上であるため、暴力団排除の誓約書を入手すべきである。	結果 10
	11. 令和5年度公共下水道第8工区管きょ改築工事	
	① 単価契約については、契約後の履行の途上ないし結果として500万円以上になることが明らかになった時点で入手を求めるというのではなく、事前の積算や見積りから明らかに500万円未満となる契約を除き、契約締結時に暴力団排除の誓約書の入手を義務付けるといった規定を設けることが望ましい。	意見 32
	12. 令和5年度公共下水道第10工区管きょ更生工事	
	① 単価契約については、契約後の履行の途上ないし結果として500万円以上になることが明らかになった時点で入手を求めるというのではなく、事前の積算や見積りから明らかに500万円未満となる契約を除き、契約締結時に暴力団排除の誓約書の入手を義務付けるといった規定を設けることが望ましい。	意見 33
	13. 令和5年度公共下水道地域内柵新設工事（単価契約）	
	① 本単価契約に基づく工事实績は実質的に500万円以上であるため、暴力団排除の誓約書を入手すべきである。	結果 11
6. 地方公営企業会計	① 適切な財務諸表を作成する観点から、毎決算において、長期前受金、受贈財産評価額等について会計上の残高と補助簿の残高の整合性を確認することが必要である。	結果 12
	② 決算時に賞与引当金を計算する際には、4月の昇給の情報は確定しているとのことであるため、当該昇給の影響を考慮の上、賞与引当金を見積ることが望ましい。	意見 34
	③ 未払利息の計上要否を検討するとともに、未払利息を未計上とする場合においても、毎決算において、重要な影響がないことを確認し文書化することが望ましい。	意見 35
	④ 雨水と汚水の負担割合の変更は会計数値に与える影響も大きいことから重要な事項であると考えられるが、当該見直しを行った過程が資料として残されておらず、どのような理由により、どのような見直しを行ったが明確でない。今後もこのまま現状を維持するのか、負担割合の変更を行うのか、判断基準と共に合理的な説明を文書化により明確化することが望ましい。	意見 36

7. 経営戦略	① 投資・財政計画の策定にあたり将来予測をする上での予測の方法（考え方）や根拠等が一覧表として取りまとめられていないので、これら重要な情報について一覧表にとりまとめることが望ましい。	意見 37
	② 経営管理課による投資・財政計画についてのモニタリングを強化する必要があると考えられる。	意見 38
	③ 令和 6 年 3 月に改訂された経営戦略には経費回収率の目標及び原価計算表が反映されていないため、マニュアルの要求事項に即し経営戦略を改定されたい。	意見 39

以上